

**手続名**  
食事差額支給申請（受付）事務

担当課・係（連絡先）

保険年金課・後期高齢者医療係（049-251-2711 内線311・321）

**手続説明**

・概要  
やむをえない事情（緊急入院等）により、認定証を提示しなかったことにより、実際負担した額から基準額を控除して差額を支給する申請事務。

・対象者  
富士見市後期高齢者医療被保険者

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

- ・後期高齢者被保険者証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・領収書

手続詳細URL

出張所での取扱い  
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い  
あり